

お知らせ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の書類の提出について

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金については、実施計画届の提出は管轄の公共職業安定所に、支給申請は労働局に提出をお願いしていました。

そのため安定所と労働局の両方にご足労いただく必要がありましたが、平成22年4月1日から、支給申請に加え、実施計画届も労働局で受付けることとなり、事業主の皆様のご負担を軽減させていただくことといたしました。

また、これにより併せて審査事務の迅速化を図ることといたしました。

なお、従来どおり平塚、小田原、相模原、厚木及び松田の5安定所が管轄する事業所につきましては、各管轄安定所に提出していただくことができます。

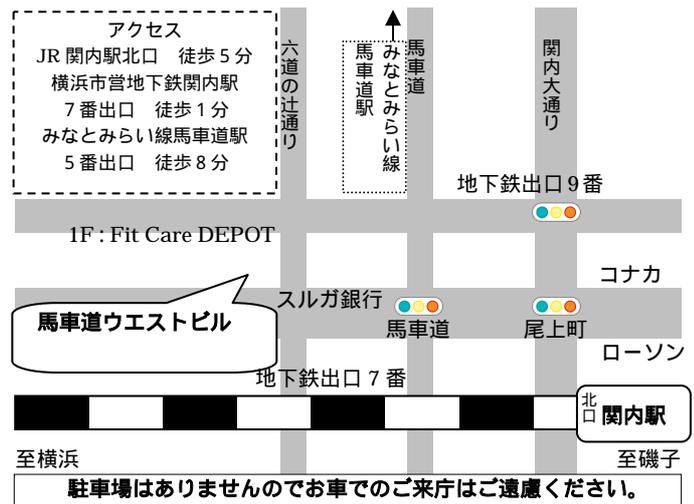
支給申請の審査は労働局で行いますので、審査における内容について、労働局からお問い合わせする場合がありますのでご協力ください。

受付窓口
神奈川労働局職業安定部
職業対策課雇用開発係

〒231-0015
横浜市中区尾上町 5-77-2
馬車道ウエストビル 5階

**平成22年3月29日からは
受付窓口が6階に変更になります。**

TEL 045-650-2858
FAX 045-681-2810



平成22年3月

神奈川労働局・公共職業安定所